

○ 議案第105号～第113号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員 9 名の任期が来る令和 8 年 1 2 月 3 1 日をもって満了することに伴い、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、次のとおり推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

【議案第105号】	高 橋 公美子 (再推薦)	大仙市神宮寺字神宮寺 3 0 6 番地 昭和 3 2 年 4 月 2 2 日生(満 6 9 歳)
【議案第106号】	佐々木 裕美子 (再推薦)	大仙市土川字弥八沢 1 番地 昭和 3 4 年 1 月 7 日生 (満 6 7 歳)
【議案第107号】	伊 藤 泰 子 (再推薦)	大仙市協和上淀川字上淀川 2 4 番地 昭和 2 8 年 1 0 月 1 8 日生(満 7 2 歳)
【議案第108号】	今 野 天 美 (再推薦)	大仙市協和峰吉川字半仙 6 3 番地 7 1 昭和 3 5 年 6 月 1 0 日生(満 6 6 歳)
【議案第109号】	佐 藤 英 敏 (再推薦)	大仙市協和小種字鏡台 1 5 2 番地 2 昭和 3 0 年 8 月 1 0 日生(満 7 1 歳)
【議案第110号】	澁 江 研 (新規推薦)	大仙市四ツ屋字上古道 2 1 3 番地 9 昭和 3 3 年 8 月 1 4 日生(満 6 8 歳)
【議案第111号】	伊 藤 禎 祐 (新規推薦)	大仙市北櫓岡字北櫓岡 9 番地 昭和 3 2 年 7 月 3 1 日生(満 6 9 歳)
【議案第112号】	藤 原 薫 (新規推薦)	大仙市長野字下川原 3 7 3 番地 昭和 3 8 年 5 月 1 日生(満 6 3 歳)
【議案第113号】	進 藤 晃 弘 (新規推薦)	大仙市南外字田中 2 2 番地 昭和 3 6 年 1 0 月 2 日生(満 6 4 歳)

任期：令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日まで（3 年）

○ 議案第114号 令和8年度大仙市一般会計補正予算（第5号）

補 正 額 276,820 千円
補正後の予算総額 48,550,700 千円

【歳 出】

（単位：千円）

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
総務部	1. 災害応急対策費	26,709				26,709	【災害対応】 7月29日から8月2日にかけて発生した大雨に伴う災害対応及び応急復旧に係る経費の補正
健康福祉部	2. 原油価格高騰対策生活支援事業費	62,613	44,345			18,268	【物価高騰対策】 低所得世帯に対する灯油等の購入助成に係る経費の補正
こども未来部	3. 保育所等物価高騰対策事業費	10,514	10,514				【物価高騰対策】 食材料の価格高騰を踏まえた保育所等に対する県との協調助成に係る補正
農林部	4. 農地等災害復旧事業費補助金	2,492				2,492	【災害対応】 7月29日から8月2日にかけての大雨により被災した農地等の復旧に係る経費の補正
	5. 林業施設災害復旧事業費（単独分）	5,129			1,026 (森林環境譲与税基金繰入金)	4,103	【災害対応】 7月29日から8月2日にかけての大雨により被災した林業施設の復旧に係る経費の補正
	6. 有害鳥獣駆除対策事業費	10,791	649			10,142	【クマ対策】 鳥獣被害防止対策の強化に係る経費の補正
経済産業部	7. 花火産業推進プロジェクト関連事業費	19,910				19,910	【災害対応】 「大曲の花火」観覧会場の大 雨災害からの復旧に係る負担金の補正
	8. 中小企業等物価高騰対策支援事業費	137,150	131,013			6,137	【物価高騰対策】 燃料や原材料の価格高騰などにより経営負担が増している中小企業への支援に係る補正
教育委員会	9. 学校施設管理費（小・中学校費）	1,512				1,512	【クマ対策】 小中学校におけるクマ対策の強化に係る経費の補正
合 計		276,820	186,521		1,026	89,273	

○ 議案第115号 大仙市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の施行に伴う引用条項ずれの整理を行うものであります。

- 1 引用条項ずれの整理（第2条関係）
- 2 施行期日 令和8年9月24日

○ 議案第116号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

※ 出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化に関する措置が講じられたことから、印鑑登録証明書のコンビニ交付手続等に係る規定の整備を行うなどの所要の改正を行うものであります。

- 1 印鑑登録証明書のコンビニ交付手続等において、本人確認のための電子証明書としてマイナンバーカードと同様に使用することができる書類（特定在留カード及び特定特別永住者証明書）に係る規定の整備を行います。（第13条関係）
- 2 電気通信事業法の一部改正に伴う引用条項ずれの整理（第13条関係）
- 3 施行期日 公布の日

○ 議案第117号 大仙市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の施行に伴う引用条項ずれの整理を行うものであります。

- 1 引用条項ずれの整理（第11条関係）
- 2 施行期日 令和8年10月1日

○ 議案第118号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 令和9年4月に太田地域の3小学校を統合することとしておりますが、今般、統合小学校の正式名称を定めるものであります。

- 1 太田地域の統合小学校の正式名称を「大仙市立太田小学校」とします。（大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和8年大仙市条例第6号）による別表第1の改正規定関係）
- 2 施行期日 公布の日

○ 議案第119号 大仙市営協和スキー場条例及び大仙市営太田スキー場条例の一部を改正する
条例の制定について

※ 市営の協和スキー場及び大台スキー場について、設備の経年劣化や物価高騰に伴う維持管理費の増加、人件費の上昇などを踏まえ、安全な運営とサービス水準を確保する観点から、スキーリフト料金の見直しを行うものであります。

1 協和スキー場と大台スキー場のスキーリフトの利用区分の統一を図るため、協和スキー場において、現行の「5時間券」を「4時間券」に改めるほか、「午後・ナイター券」、「ナイター2時間券」及び「ナイターシーズン券」を新たに導入します。（第1条の規定による大仙市営協和スキー場条例別表の改正規定関係）

2 協和スキー場及び大台スキー場について、近年の維持管理費の増加率や、東北各県の同規模スキー場の料金の動向などを踏まえ、次のとおりスキーリフト料金を改定します。なお、改定後の料金は両スキー場において同一のものとします。（第1条の規定による大仙市営協和スキー場条例別表の改正規定及び第2条の規定による大仙市営太田スキー場条例別表の改正規定関係）

区分	利用者区分	改定後料金（両スキー場同一）	協和スキー場の改定前料金	大台スキー場の改定前料金
1回券（日中・ナイター共通）	中学生以上60歳未満	450円	350円	350円
	小学生以下・60歳以上	280円	220円	220円
11回券（日中・ナイター共通）	中学生以上60歳未満	3,600円	2,800円	2,800円
	小学生以下・60歳以上	2,600円	2,000円	2,000円
1日券（日中のみ）	中学生以上60歳未満	4,200円	3,300円	3,300円
	小学生以下・60歳以上	2,800円	2,200円	2,200円
4時間券（日中のみ）	中学生以上60歳未満	3,500円	-	2,500円
	小学生以下・60歳以上	2,600円	-	1,700円
午後・ナイター券	中学生以上60歳未満	4,200円	-	3,300円
	小学生以下・60歳以上	2,800円	-	2,200円
ナイター2時間券	中学生以上60歳未満	2,800円	-	2,200円
	小学生以下・60歳以上	1,800円	-	1,400円
ナイター券	中学生以上60歳未満	3,500円	2,700円	2,800円
	小学生以下・60歳以上	2,500円	1,900円	2,000円
シーズン券（日中・ナイター共通）	中学生以上60歳未満	37,000円	26,000円	31,000円
	小学生以下・60歳以上	26,000円	19,000円	21,000円
ナイターシーズン券	中学生以上60歳未満	22,000円	-	17,000円
	小学生以下・60歳以上	14,000円	-	11,000円

3 施行期日 公布の日

○ 議案第120号 大仙市民体育館条例及び大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 市営公共施設のトレーニングルームについて、設備の経年劣化や物価高騰に伴う維持管理費の増加、人件費の上昇などを踏まえ、市民の体力・健康づくりのための持続可能な環境の整備を図る観点から、料金の見直しを行うものであります。

- 1 大曲体育館とふれあい体育館のトレーニングルームについて、設備内容や利用実績のほか、近隣他市町の状況などを踏まえ、料金を1時間につき200円に改定（改定前100円）するとともに、異なる料金体系となっている中仙市民会館のトレーニングルームについても同一の料金体系とします。（第1条の規定による大仙市民体育館条例別表の改正規定及び第2条の規定による大仙市市民会館等に関する条例別表第2の改正規定関係。以下同じ。）
- 2 1の改定後の料金については、市内在住者及び通学者向けの料金とし、その他の市外在住者については、1時間につき300円の料金設定とします。
- 3 当該3施設において、5回分の料金で6回利用できる回数券を新たに導入します。
- 4 施設の区分に係る所要の規定の整理
- 5 施行期日 令和9年4月1日
- 6 所要の経過措置

○ 議案第121号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 「大曲の花火」公園のゴルフ場（市民ゴルフ場）と協和地域の米ヶ森公園のグラウンド・ゴルフ場について、物価高騰に伴う維持管理費の増加や人件費の上昇などを踏まえ、施設のサービス水準の維持を図る観点から、料金の見直しを行うものであります。

- 1 「大曲の花火」公園のゴルフ場の料金を次のとおり改定します。（別表第3関係）

区分	18ホール (9ホール2回)	追加 9ホール毎	9ホール	65歳以上 (18ホール)
平日	3,190円 (改定前2,640円)	1,540円 (改定前1,320円)	1,980円 (改定前1,650円)	2,090円 (改定前1,760円)
土日 祝日	3,960円 (改定前3,300円)	1,980円 (改定前1,650円)	2,420円 (改定前1,980円)	2,750円 (改定前2,310円)

- 2 米ヶ森公園のグラウンド・ゴルフ場の料金を次のとおり改定します。（別表第3関係）

- ① 1人1日につき 300円（改定前200円）
- ② 1人シーズン券1枚につき 4,500円（改定前3,000円）

- 3 施行期日 令和9年3月1日

○ 議案第122号 大仙市屋内遊び場施設条例の制定について

※ こどもの多様な遊びの場や体験機会を提供し、親子の触れ合いと交流を促進するとともに、育児負担の軽減など子育て支援に資する取組を行い、また、これらの地域との連携を図ることを通じて、こどもの健やかな成長と子育てしやすい環境の形成に寄与するため、神岡中央公園に屋内遊び場施設を設置するものであります。

- 1 設置（第1条関係）
- 2 施設の構成は、遊戯エリア（大遊戯場、小遊戯場及び多目的スペース）、共用エリア並びにその他付帯施設とします。（第2条関係）
- 3 施設では、次の事業を行うこととします。（第3条関係）
 - ① こどもの多様な遊びの場及び体験機会の提供に関する事業
 - ② 遊びに関する技術及び知識の普及に関する事業
 - ③ その他屋内遊び場施設の設置目的を達成するために必要な事業
- 4 開館時間及び休館日は、規則で定めることとします。（第4条関係）
- 5 施設の利用者の範囲は、原則として次のとおりとします。（第5条関係）
 - ① 遊戯エリアの一般利用 小学生以下の者及び同伴する保護者等、並びに屋内遊び場施設の設置目的の達成に資する活動を行う個人又は団体であって市長が認めるもの
 - ② 多目的スペースの専用利用 屋内遊び場施設の設置目的の達成に資する活動を行う個人又は団体であって市長が認めるもの
- 6 利用の許可（第6条関係）
- 7 利用の制限（第7条関係）
- 8 利用許可の取消し等（第8条関係）
- 9 権利譲渡等の禁止（第9条関係）
- 10 使用料は、原則として次のとおりとします。ただし、乳児（満1歳未満）の使用料は無料とします。（第10条、別表関係）

区分	単位等	使用料の額
遊戯エリア入場料	1人1回につき	500円
	回数券（25回券）	10,000円
	年間パスポート	13,000円
多目的スペース専用使用料	1人又は1団体1時間につき	3,000円

- 11 使用料の減免（第11条関係）
- 12 使用料の不還付等（第12条関係）
- 13 指定管理者による管理及び運営（第13条関係）
- 14 指定管理者の業務等（第14条関係）
- 15 管理の基準（第15条関係）
- 16 利用料金（第16条関係）
- 17 利用料金の承認（第17条関係）
- 18 利用料金の減免（第18条関係）
- 19 利用料金の不還付等（第19条関係）
- 20 原状回復義務（第20条関係）
- 21 損害賠償義務（第21条関係）
- 22 委任（第22条関係）
- 23 施行期日 一部を除き公布の日から起算して1年6か月以内で規則で定める日
- 24 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとします。（附則第2項関係）

○ 議案第123号 字の区域の変更について

※ 大曲地域の内小友西部地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区の字の区域を変更する必要がある、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 経緯

平成31年 4月 事業採択
令和 2年 3月 面工事着工
令和 4年12月 面工事完了
令和 8年 6月 字界変更事前協議

2 事業主体 秋田県

3 換地処分 令和9年2月（予定）

4 工事概要

事業量	区画整理工150.7ha
事業費	44億9,600万円（見込み）
負担割合	国55% 県27.5% 市10% 受益者負担7.5%
受益者戸数	168戸

○ 議案第124号 財産の取得について

※ 水産ふ化場改築事業の実施に伴い、当該施設用地の候補地として選定した土地を取得するため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 取得する財産 土地

2 取得する土地の所在等

- ① 所在及び地番 大仙市花館字上大戸下川原72番46の一部
- ② 地目 原野
- ③ 取得面積 9,286.68㎡

3 取得金額 30,643,800円

4 取得の相手方 花館財産区

○ 議案第125号 市道の路線の認定及び廃止について

※ 市道の路線について、次のとおり認定及び廃止するものであります。

- 1 認定する路線 1路線（実延長 92.50m）
- 2 廃止する路線 4路線（実延長1,756.80m）

○ 議案第126号 令和8年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について

※ 令和8年度大仙市スキー場事業特別会計に令和8年度大仙市一般会計から繰り入れる額の上限額を30,111千円から33,909千円（3,798千円増）に変更することについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第127号 令和7年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

※ 令和7年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金525,473,417円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

（資本金残高）

令和7年度末資本金残高 6,963,197,281円

処分後の資本金残高 7,488,670,698円

○ 議案第128号 令和8年度大仙市一般会計補正予算（第6号）

補正額	1,581,516 千円
補正後の予算総額	50,132,216 千円

【歳 出】

(単位：千円)

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
企 画 部	1. 大曲駅西口周辺地区整備関連経費	4,748				4,748	大曲駅西口エリアの整備に向けた地形測量に係る経費等の補正
	2. 「ふるさと納税制度」関連経費	485,458			485,458 (ふるさと応援基金繰入金)		ふるさと納税受入額の伸長に伴う関連経費の補正
	3. ふるさと応援基金積立金	1,000,000			1,000,000 (ふるさと応援寄附金)		ふるさと納税受入額の伸長に伴う積立金の補正
健康福祉部	4. 保健事業費	2,453				2,453	基幹系業務システムの標準化に伴う健康管理システムの改修に係る経費の補正
こども未来部	5. 児童扶養手当事務費等	2,875	1,916			959	特定扶養親族特別控除の創設に伴う児童扶養手当システムの改修に係る経費の補正
	6. 要支援児童保育対策事業費	13,650	13,650				障害児保育のために加配する保育士の人件費に対する県事業補助金の補正
農林部	7. 畑地化促進事業費	1,136	1,136				国の畑地化促進事業に基づく支援金の配分に伴う畑地化協力金の補正
	8. 「農業と食」地域活性化推進事業費	16,121	15,556			565	国のスマート農業等に係る交付金事業に採択された事業に対する補助金の補正
観光文化スポーツ部	9. スキー場事業特別会計繰出金	3,798				3,798	スキー場事業特別会計に対する繰出金の補正
建設部	10. 除雪対策費	46,085			17,365 (物件移転補償金)	28,720	県の河川改修事業に伴う流雪溝ポンプ場の移設工事に係る経費等の補正
	11. 道路橋りょう災害復旧事業費（補助分）	5,192				5,192	西仙北地域の市道復旧工事に必要となる用地の測量調査に係る経費の補正
合 計		1,581,516	32,258		1,502,823	46,435	

(単位：千円)

(設定) 繰越明許費	事業名	金額	備考
	除雪対策費	38,522	

○ 議案第129号 令和8年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）

※大台スキー場における経年劣化が進行する圧雪車の修繕、及びゲレンデにおける湧水対策に係る経費の補正

補正額	3,798 千円
補正後の予算総額	33,940 千円

令和7年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

(単位：円)

会 計 名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引
議案第130号 一般会計		53,291,971,243	50,850,365,047	2,441,606,196
特 別 会 計	議案第131号 国民健康保険事業特別会計	7,967,076,499	7,564,960,965	402,115,534
	議案第132号 後期高齢者医療特別会計	1,266,426,985	1,266,045,575	381,410
	議案第133号 学校給食事業特別会計	1,154,346,754	1,128,289,754	26,057,000
	議案第134号 奨学資金特別会計	35,807,603	19,757,315	16,050,288
	議案第135号 企業団地整備事業特別会計	17,159,824	17,159,824	0
	議案第136号 スキー場事業特別会計	136,772,314	136,772,314	0
	議案第137号 太陽光発電事業特別会計	154,167,693	147,587,986	6,579,707
	議案第138号 小水力発電事業特別会計	758,589	758,589	0
	議案第139号 内小友財産区特別会計	353,321	108,369	244,952
	議案第140号 大川西根財産区特別会計	580,168	78,041	502,127
	議案第141号 荒川財産区特別会計	18,094,012	17,351,451	742,561
	議案第142号 峰吉川財産区特別会計	1,477,575	412,604	1,064,971
	議案第143号 船岡財産区特別会計	1,834,014	1,163,241	670,773
	議案第144号 淀川財産区特別会計	3,662,958	3,630,017	32,941
小 計		10,758,518,309	10,304,076,045	454,442,264
合 計		64,050,489,552	61,154,441,092	2,896,048,460

○ 議案第145号 令和7年度市立大曲病院事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	1,001,145,955 円
事業費用	955,090,966 円
差引額	46,054,989 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	152,592,000 円
資本的支出	211,812,967 円
差引額	△ 59,220,967 円

※ 不足額については、減債積立金30,000,000円、過年度分損益勘定留保資金29,220,967円で補てんした。

○ 議案第146号 令和7年度大仙市上水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	866,564,104 円
事業費用	775,347,482 円
差引額	91,216,622 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	41,260,176 円
資本的支出	413,719,214 円
差引額	△ 372,459,038 円

※ 不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,830,650円、減債積立金100,000,000円、過年度分損益勘定留保資金248,628,388円で補てんした。

○ 議案第147号 令和7年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	1,243,755,365 円
事業費用	1,074,755,703 円
差引額	168,999,662 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	300,292,000 円
資本的支出	910,598,245 円
差引額	△ 610,306,245 円

※ 不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,619,300円、減債積立金190,000,000円、過年度分損益勘定留保資金62,823,761円及び当年度分損益勘定留保資金327,863,184円で補てんした。

○ 議案第148号 令和7年度大仙市下水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	3,326,227,386 円
事業費用	2,775,851,755 円
差引額	550,375,631 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	1,462,910,340 円
資本的支出	2,335,556,059 円
差引額	△ 872,645,719 円

※ 不足額については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,123,700円、過年度分損益勘定留保資金519,565,593円、当年度分損益勘定留保資金312,956,426円で補てんした。